

再処理施設

設工認申請に係る対応状況

令和4年10月17日

目次

1. 第1グループの対応について

1-1 第1グループの対応状況

1-2 第1グループの反省事項と反省事項を踏まえた対応

2. 第2グループの申請方針について

1. 第1グループの対応について

1-1 第1グループの対応状況

- 設工認申請の補正書提出(令和4年7月28日)以降、記載内容の拡充が必要な事項について説明を行っており、主な対応状況は以下のとおり。

分類	記載内容の拡充が必要な事項	ステータス
申請対象設備の明確化	<ul style="list-style-type: none"> □ 溶解設備とその関連の安全冷却水、換気設備等を代表とした抽出プロセスの妥当性 □ 代表の網羅性の考え方 	「溶解設備等」は説明済 「網羅性」を説明中
類型化の考え方	<ul style="list-style-type: none"> □ 対象機器の多い「地震」、「材料・構造」について、設計方針（評価方針含む）を踏まえて条件ごとに設計プロセスのまとまりを整理する考え方 	「地震」 説明済 「材料・構造」 説明中
申請書記載事項の整理	<ul style="list-style-type: none"> □ 施設に共通する条文（閉じ込め等）の基本設計方針における「共通項目」と「個別項目」の書き分けの記載の考え方 	説明中
	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋外施設について、溢水や薬品の漏えいからの防護に関する記載の考え方 	説明済

⇒ これら説明内容を反映した補正書を近々に提出する。

1-2 第1グループの反省事項と反省事項を踏まえた対応

第1グループの反省事項	反省事項を踏まえた対応
<ul style="list-style-type: none">□ 技術的論点（地盤、液状化 他）の説明においては、既認可や当初の設計に固執するあまり、規制庁と<u>コミュニケーションがうまくとれず指摘に対する認識のズレや理解不足による手戻りの発生によりその解決に時間を要した。</u>	<ul style="list-style-type: none">□ 規制庁と<u>しっかりコミュニケーションを図ることができる要員として、社内からは事業許可対応経験者を、社外からは審査経験豊富な電力支援者を核とした体制をとり、ヒアリングや面談で規制庁と密に認識共有し、早期に方向性の相互理解を図ることで手戻りの発生による無駄を排除する。</u>
<ul style="list-style-type: none">□ 国内唯一の施設で前例もなく設備数も膨大にあることから、申請書記載事項や申請対象設備の明確化から整理する必要があったものの、<u>事前の準備不足により時間を要した。</u>	<ul style="list-style-type: none">□ 申請書記載事項や申請対象設備の明確化は第1グループ申請で整理できており、第2グループ申請においては<u>申請前に適切に反映する。</u>
<ul style="list-style-type: none">□ 縦割り意識が強いため、全般的な指摘事項に対する<u>関係箇所との連携は十分でなく、条文間の資料の横通しや指摘事項の展開漏れが発生し、資料品質向上に時間を要した。</u>	<ul style="list-style-type: none">□ 体育館に関係者を参集させたことに加え、レビューを担う事務局の機能を強化し、資料仕上がり段階でのレビューだけでなく作成にも関与することで、課題や進め方を早期かつ横断的に確認し、資料の品質を向上させる。

2. 第2グループの申請方針について

2. 第2グループの申請方針について

【分割申請計画の変更】

- 第1グループ申請の審査期間中に設計が進捗したこともあり、申請当初計画していた分割申請計画を変更し、次回以降の申請をまとめ同時期に申請する。（前回審査会合で説明済） ⇨ 8

【申請の特徴】

- 再処理施設は申請対象設備が多いことから「類型化」の考え方の取り入れ等を踏まえて合理的な申請書を取りまとめる。
 - ✓ 設計方針、評価方針（計算方針）を踏まえて設計プロセスが同じになる設備は、同じ説明を繰り返すのではなく、設計条件（事業変更許可における設計方針および技術基準規則の要求事項）ごとに設計プロセスのまとまりを整理（類型化）する。
 - ✓ まとまりごとに代表設備を選定し、設計方針から評価結果（計算結果）までの一連の設計を示すとともに、代表以外の設備については計算結果等を示す。
 - ✓ なお、今回の設工認申請は、新規制基準を受けた変更申請であり、事業変更許可や技術基準要求事項と既認可との関係性を整理したうえで、新規制基準を踏まえても既認可から変更のない事項については、設備の構造や評価方法等に対し、既認可の内容を変更する必要がないことを説明したうえで既認可の呼び込みを行う。
- 上記の方向性は、規制庁と面談を通じて相互理解を図っているところである。

分割申請計画の変更概要

- 再処理施設に係る新規規制基準を受けた設工認として必要な残りの事項を全てまとめて同じ時期に申請する。(1項、2項の法令上の分類、別設工認という同じ申請に出来ないものは申請書を分ける)

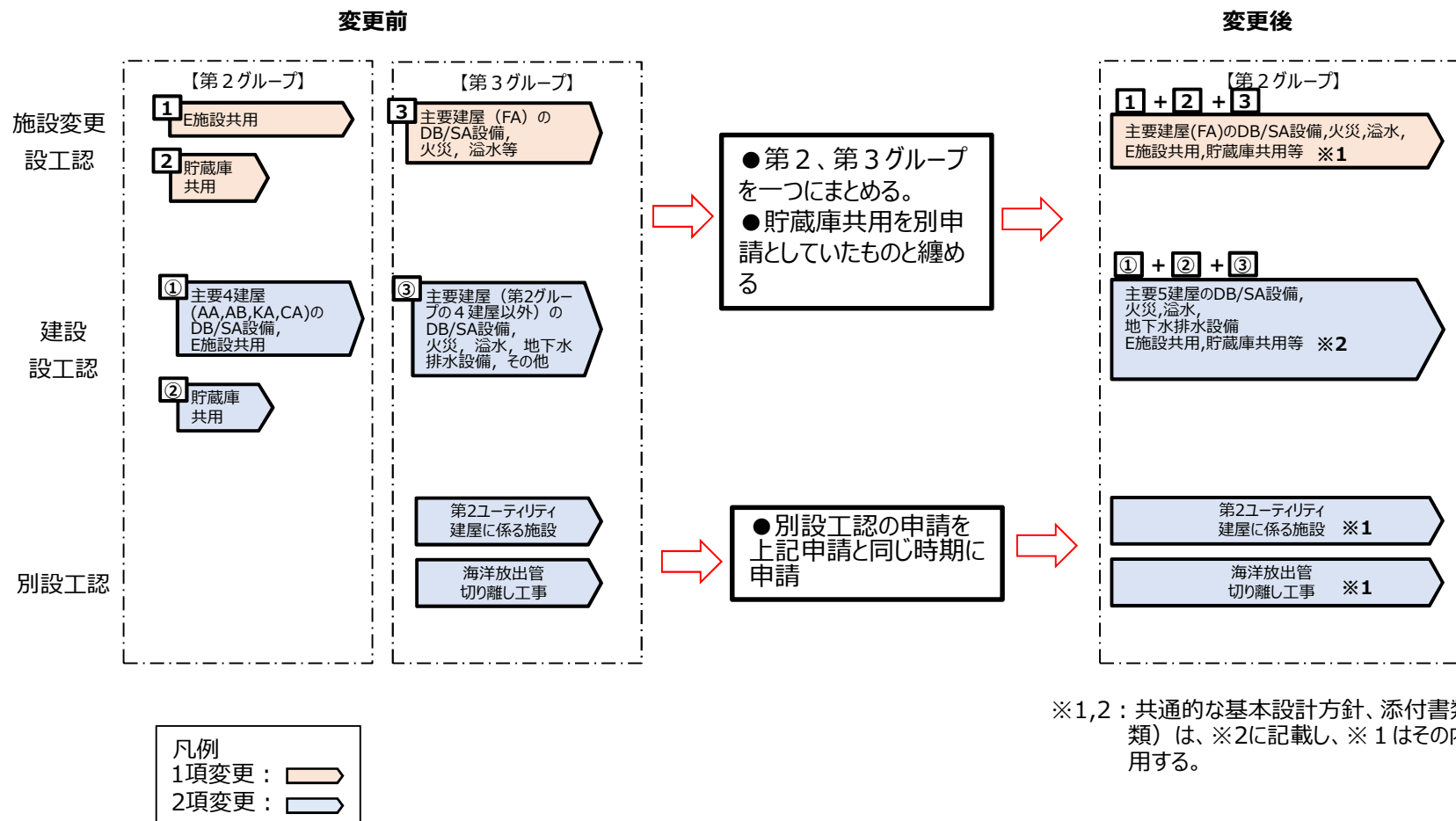


図 再処理施設の分割申請計画の変更概要